

定	款
---	---

社会福祉法人 ゆめグループ 福祉会

社会福祉法人ゆめグループ福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 移動支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人ゆめグループ福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適切に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を東京都江東区北砂一丁目14番4号に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 九名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員についてその親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに一名を越えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれては

ならない。

(役員の任期)

第六条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことができない。

- 9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監事監査報告書を作成し、理事会、江東区長に報告するものとする。

- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第一三条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、この請求のあった日から二〇日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決すること

とができない。

- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第一四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第一五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第一六条 評議員は、社会施設事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第一七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第一八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金一千万円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、江東区長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、江東区長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第二〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得な

なければならない。

2 前項に認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第二六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二九条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、江東区長の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第三〇条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、江東区長の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を江東区長に届けなければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三一条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆめグループ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第三二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	田中	秀樹
理事	萩田	秋雄
理事	高木	輝生
理事	青葉	紘宇
理事	柳	春夫
理事	岡本	克郎
理事	長谷川	清一
理事	有馬	江美
理事	山添	眞壽夫
監事	永田	正盛
監事	西村	啓治

社会福祉法人ゆめグループ福祉会

定款施行細則

(目的)

第1条 この規定は、定款に基づき社会福祉法人ゆめグループ福祉会（以下、法人という）の定款の施行に関する細則を定めるものとする。

(理事会と、役員の職務、及び権限)

第2条 理事会と役員の職務、及び権限は、次の通りとする。

- (1) 理事会は、法人だけでなく、ゆめグループ施設全体の運営を協議し、承認を行う。
- (2) 理事長は、法人の代表だけでなく、ゆめグループ施設全体の業務を統括する。
- (3) 理事は、理事会の決定により法人の業務以外に、ゆめグループ施設全体の運営に関し、各担当分野で業務の執行状況を監督し、問題が有れば理事会にて審議する。
- (4) 監事は、理事会の依頼により、ゆめグループ施設全体の財産状況を監査し、理事会に出席して意見を述べ、必要により監査報告書を作成する。

(理事長の専決事項)

第3条 理事長の専決事項は、次の通りとする

- (1) 「施設長の任免。その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 債権の免除・効力変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。その他、やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重要な影響があるものは除く。
- (3) 設備資金の借入に係る契約であって、予算範囲内のもの。
- (4) 基本財産以外の固定資産の取得。及び改良などの為の支出。並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重要な影響があるものは除く。
- (5) 損傷、その他の理由により不要となった物品。又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却。又は廃業。ただし法人運営に重要な影響がある固定資産は除く。
- (6) 予算上の支出。
10万円未満の契約に関しては、施設長の決裁とする。
10万円以上500万円未満の契約に関しては、理事長の決裁とする。
500万円以上の契約に関しては、稟議書を提出し、理事会の承認を得て、理事長の決裁とする。
- (7) 寄付金の受入に関する決定。ただし法人運営に重要な影響があるものは除く。

付 則

この細則は、平成23年10月1日から実施する。